

医療費の助成制度の拡大について

1. 「乳幼児医療費助成」を「子ども医療費助成」として対象者を拡大します。

事業名 子ども医療費助成

目的 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、医療費の一部を助成する。

事業の概要

- ・ 保険診療の自己負担金の1か月の合計額から一部負担金を除いた額を助成する。
- ・ 助成対象者を6歳（小学校就学前）までから、15歳（中学校卒業）までに拡大する。
- ・ 小学生 入院・通院診療の助成 一部負担金 通院診療 1,000円
入院診療 2,000円（14日未満 1,000円）
- ・ 中学生 入院診療のみ助成 一部負担金 入院診療 2,000円（14日未満 1,000円）

平成23年度予算額（拡大分） 126,000,000円

施行日 平成23年8月1日

手続き方法 該当者にお知らせ文書・申請用紙を送付（5月）

根拠法令 奈良市子ども医療費の助成に関する条例・施行規則

県内他市の状況 奈良県内12市で初めて拡大

2. 「母子医療費助成」を「ひとり親家庭等医療費助成」として対象者を父子家庭にも拡大します。

事業名 ひとり親家庭等医療費助成

目的 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、医療費の一部を助成する。

事業の概要

- ・ 保険診療の自己負担金の1か月の合計額から一部負担金を除いた額を助成する。
- ・ 助成対象者を「母子家庭」に加え「父子家庭」にも拡大する。
- ・ 一部負担金 通院診療分 500円 入院診療分 1,000円（14日未満 500円）

平成23年度予算額（拡大分） 5,225,000円

施行日 平成23年8月1日

手続き方法 該当者が申請

根拠法令 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例・施行規則